相模原市障害者施策推進協議会委員の公募に関する募集要項

1　募集趣旨

第２期 共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プランに関する検討や、市の障害者に関する施策等の調査・審議や実施状況の進行管理などを行う、相模原市障害者施策推進協議会（以下「協議会」といいます。）の委員を公募します。

2　応募資格

応募資格は、次の各号のいずれも該当する者となります。

（１）市内に在住し、満１８歳以上の者であること

（２）市の他の審議会等の委員でないこと

（３）市の職員及び議員でないこと

3　募集人員

３人（選考により決定します。）

4　任期

令和９年１月１日から令和１０年１２月３１日まで

5　募集期間

令和８年１１月１日（日）から同年１１月３０日（月）まで【必着】

6　応募方法

（１）応募申込書の配布場所

地域包括ケア推進課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（橋本・城山・中央６地区・大野南を除く）、各出張所、各公民館（沢井を除く）、各図書館、公文書館で配布します。

また、市ホームページ（市政情報→情報公開・監査→審議会・情報公開・個人情報保護・公文書管理・公文書館→審議会→審議会等の公募委員の募集）でも応募申込書の様式をダウンロードすることができます。

【市ホームページ URL】

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026896/shikumi/1026898/1005768/index.html

（２）応募申込書への記載内容

①氏名

②住所

③年齢

④電話番号

⑤メールアドレス（任意）

⑥同時期に実施されている他審議会等への公募委員応募の有無

⑦「第２期共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」に対する意見・改善策、応募の動機・抱負等（８００字程度）

（３）応募申込書の提出方法及び提出先

応募申込書は、直接持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により、地域包括ケア推進課へご提出ください。

７　公募委員選考委員会について

選考委員会は、学識経験者２名と市職員１名で構成します。

８　選考方法

選考委員は「９　評価基準」に基づいて応募者の中から、協議会委員として、相応しいと思われる人を抽出し、選考委員の協議により選考します。

９　評価基準

（１）評価手段

「第２期 共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」に対する意見・改善策、応募の動機・抱負等（８００字程度）の内容で判断します。

（２）評価項目

①障害福祉に対する全般的な知識、理解の有無

②障害者の福祉に関する施策の推進に対する熱意

③文章構成力

（３）評価基準

上記各項目において５段階で評価を行い、各項目の点数を合計し、総合的に選考します。

（４）選考結果

選考結果はすべての応募者に通知します。

１０　協議会について

（１）開催頻度

協議会は年間２～３回の開催を予定しています。

（２）開催時間

協議会の開催時間は、原則として平日の午前又は午後となります。

１１　提出先及びお問い合わせ

相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部地域包括ケア推進課

〒２５２－５２７７

相模原市中央区中央２丁目１１番１５号

電話（直通）０４２－７６９－９２２２

ファクシミリ　０４２－７５９－４３９５

電子メール　houkatsucare@city.sagamihara.kanagawa.jp